

三春町第三セクター改革プラン

平成22年4月

三 春 町

第三セクター改革プラン 目次

はじめに	1
1. 策定の趣旨	
2. 計画期間	
3. 対象団体	
4. 計画の点検、評価、公表	
第1章 ㈱三春の里振興公社改革プラン	
第1. 基本情報	2
1. 概要	
2. 沿革	
3. 定款に記載されている目的	
4. 組織等の状況	
5. 管理受託施設・自己所有施設の概要	
第2. 第三セクターに期待された役割	5
1. 設立時に期待された役割と変遷	
2. 果たしてきた役割・果たしている役割	
第3. 経営状況の分析	7
1. 利用者・販売額等の状況	
2. 資産・負債・損益・キャッシュフロー等の動向	
3. 町が行っている支援	
4. 行政による点検評価の結果	
第4. 経営の評価	14
1. 経営改善に向けたこれまでの取り組み	
2. 経営上の課題の分析と見通し	
3. 現状のまま経営を続けていった場合の町の財政負担	
第5. 経営の方向性と今後の関与の在り方	18
1. 経営の方向性	
2. 今後の町関与の在り方等についての提言	
3. 自らの経営努力について	
4. 取組（評価）事項スケジュール	
第2章 ㈱三春まちづくり公社改革プラン	
第1. 基本情報	20
1. 概要	
2. 沿革	
3. 定款に記載されている目的	
4. 組織等の状況	
5. 管理受託施設・自己所有施設の概要	
第2. 第三セクターに期待された役割	23
1. 設立時に期待された役割と変遷	
2. 果たしてきた役割・果たしている役割	
第3. 経営状況の分析	26
1. 利用者・販売額等の状況	
2. 資産・負債・損益・キャッシュフロー等の動向	
3. 町が行っている支援	
4. 行政による点検評価の結果	
第4. 経営の評価	31
1. 経営改善に向けたこれまでの取り組み	
2. 経営上の課題の分析と見通し	
3. 現状のまま経営を続けていった場合の町の財政負担	
第5. 経営の方向性と今後の関与の在り方	35
1. 経営の方向性	
2. 今後の町関与の在り方等についての提言	
3. 自らの経営努力について	
4. 取組（評価）事項スケジュール	

資料編

・三春町第三セクター経営検討委員会設置要綱	38
・三春町第三セクター経営検討委員会委員名簿	39
・策定経緯	40
・委員会意見	41
・会計用語解説	43

はじめに

1. 策定の趣旨

三春町には、田園生活の豊かさを普及するために設立された(株)三春の里振興公社と、市街地活性化の一翼を担うために設立された(株)三春まちづくり公社の2つの第三セクターが存在する。しかし、そのどちらも三春町の支援なくして経営できないなど課題も多く抱えている。

このように、厳しい経営を強いられている第三セクターについて、国は平成21年度中に経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うようガイドラインを定めた。

このガイドラインでは、評価対象は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」により、原則として経常赤字又は債務超過の団体となっている。

平成20年度の決算に基づけば、(株)三春の里振興公社は債務超過のため該当する。一方、(株)三春まちづくり公社は資産超過であり、経常赤字が損失補償付債務の20分の1以下のため、この基準には該当しないが、現実的に経常損益が赤字の団体である。

このことから、2つの第三セクターについてはそれぞれに期待されていた役割を果たしてはいるが、現状のまま継続させるか、経営改革を行って経営を継続するかなどについて評価を行ったうえで、経営の方向性や町が損失補償している額を起債で借換えの可能性を示すことが、今後の会社経営については町の負担軽減（リスク回避）に対して有効と判断し、本プランを策定することとしたものである。

2. 計画期間

取組事項には一定の期間を要するものもあることから、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする。

3. 対象団体

対象団体は、三春町が出資する次の2団体とする。

- ・ (株)三春の里振興公社
- ・ (株)三春まちづくり公社

4. 計画の点検、評価、公表

三春町第三セクター経営検討委員会は、本計画について点検、評価、検証を毎年9月までに行うものとする。

その結果を受け、町は町議会に報告するとともに、町広報及び三春町ホームページで公表する。